

入札参加資格

本物品は、市役所庁舎に使用する什器を購入するものである。

以下に掲げる条件を全て満たした者とする。

1. 購入する物品のアフターサービスを実施する事務所が静岡市以西（静岡県内限る。）または豊橋市に有していること。
2. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
3. 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
4. 湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な交際等を有する者でないこと。
5. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てが成されているもの（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）に該当しない者であること。
6. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てが成されているもの（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）に該当しない者であること。